

令和8年度 定期監査報告 (第2号)

1. 監査の対象 議会事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、
建設水道部〔建築住宅課、上下水道総務課（農業用水）〕
2. 監査の期間 自 令和8年 6月22日
至 令和8年 7月10日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 宮 野 裕 行
根室市監査委員 五十嵐 寛
5. 監査の範囲

前記各部課に係る令和7年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

- (1) 前回監査の指摘事項の処理状況について
- (2) 予算執行の全般的な体制の適否について
- (3) 収入事務について
 - ① 過誤納金の処理の適否
 - ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
 - ③ 調定漏れの有無
 - ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の整否
 - ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
 - ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
 - ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の当否
 - ⑧ 現金引継ぎの正否
- (4) 支出事務について
 - ① 支出負担行為の適否
 - ② 予算目的に反する支出の有無
 - ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
 - ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
 - ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
 - ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
 - ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否

- ⑧ 支出科目の当否
- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の当否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の整否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したも

のである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 議会事務局

○ 議会担当

- ・特記事項なし

◎ 公平委員会事務局

○ 公平委員会担当

- ・特記事項なし

◎ 農業委員会事務局

○ 農地担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 令和7年12月4日付で根室市長から願出のあった現況証明願書において、農業委員会事務手数料条例第2条が準用する市手数料条例第7条の規定により証明手数料が免除されているが、手数料の免除に関する事項は、農業委員会事務局規程第8条の規定により専決規程第4条共通事項第1号に定める事務局長専決事項であり、必要な決裁を経ずに文書の検閲のみに留まっている状況は事務処理上不適切であるので、適正に事務処理されたい。

◎ 建設水道部

- 建築住宅課
- 建築指導担当

・特記事項なし

○市営住宅担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 住宅使用料等に係る収納金払込書兼収入原符集計票において、令和8年2月13日（金曜日）に領収した住宅使用料が同年2月17日（火曜日）に指定金融機関派出所へ払い込まれており、払込処理が1日遅延しているため、会計規則第33条第1項及び第3項の規定に基づき、速やかな払込を徹底されたい。

2. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 市営住宅管理人の月額報酬支給日は、市営住宅条例施行規則第37条において、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2号、及び職員給与に関する条例第8条第1項及び第2項の規定により、毎月21日（当該日が休日及び日曜日の場合は順次繰り上げ）としているが、令和7年5月分報酬が同月26日に支給されており、本来の支給日から5日遅延しているため、適正に支出処理されたい。
- (2) 望洋団地23棟屋根外装工事（長寿命化改善）において、契約書第34条第1項に規定する前金払が同条第2項に規定する「請求を受けた日から14日以内」に行われていないため、契約内容に基づき履行されたい。
- (3) 市営住宅建替事業の施行に伴う移転補償金の支出において、支出命令書が、市営住宅退去時住宅検査調書における検査完了日（移転補償契約書第4条における「立ち退きを完了したと認めた」日（担当課確認済））以前に起票され、かつ支出済となっているものがあり、移転補償契約書第4条の規定に反した不適切な事務処理となっているため、検査完了後の支出を徹底されたい。

3. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 以下の委託契約において、契約書に貼付された収入印紙の税額が不足しているため、法令等を確認されたい。
 - ① 市営住宅受水槽設備点検及び清掃業務委託
 - ② 根室市営住宅光洋団地エレベーター保守点検業務委託（1～4号棟）

- 上下水道総務課（農業用水事業特別会計）
- 上下水道総務担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

（1） 普通貨物車賃貸借契約において、

- ① 執行伺書及び見積合通知文案に概要・仕様等を「別紙のとおり」と記載しているが、仕様書が添付されていないので、適正に事務処理されたい。
- ② 賃貸借契約書第8条に規定する賃貸借物件に係る納入通知書が未提出であり、第9条第1項及び第2項に規定する物件の検査等も行われていないので、契約内容に基づき履行されたい。